# 令和6年度狂犬病予防注射・畜犬登録のお知らせ

### 犬の飼い主の皆様へ

令和6年度狂犬病予防注射を裏面日程表のとおり実施いたします。

生後91日を過ぎたすべての飼い犬は狂犬病予防法により、年1回必ず狂犬病予防注射を受けなければなりません。(生後90日以内の飼い犬は注射を受けられません。)

- 〇村が実施する集合注射を受けるか個別に動物病院で予防注射を受けてください。
- ○集合注射を受ける際は「**狂犬病予防注射申請書」を必ず持参**してください。
- 〇申請書裏面の**問診票**にも必ず記入願います。下の領収書は切り離さずにご持参ください。
- ○犬を新しく飼われた方は、登録・注射(登録は生涯1回、注射は年1回)の両方をしていただく ようになります。
- ○会場には**犬を制御できる方**が連れてくるようお願いします。 制御できない場合、注射をお断りする場合があります。
- ○個別に動物病院で予防注射を受けた方はすみやかに狂犬病予防注射済証を西郷村環境保全課窓口へ 提出し狂犬病予防注射済票の交付を受けてください。
- ※注射済票交付手数料550円も忘れずご持参ください。

## 今回の料金

- 〇予防注射(すでに登録をしている犬について)
  - 3,250円 (内訳:注射技術料2,700円注射済票交付手数料550円)
- 新規登録の場合(新たに飼いはじめた犬について)
  - 6.250円 (内訳:新規登録料3,000円予防注射料金3,250円)
- ※釣り銭のないようご協力をお願いします。

# 注射の日程

○裏面を参照してください。

### 注意事項

次の場合は、予防注射を受ける前に獣医師に申し出てください。

- ① 犬が病気にかかっていると思われるとき
- ② 予防注射でアレルギー様症状などの副反応を起こしたことのある犬
- ③ 雌犬で発情期、妊娠中又は分娩後1ヶ月以内の犬は接種できません
- ④ 1ヶ月以内に、ほかの予防注射を受けているとき
- ⑤ 犬が高齢で衰弱している場合
- ※ 上記に該当する場合、又は犬が興奮状態にある時は注射できない場合があります。
- ※ 接種後24時間以内は激しい運動は避けましょう。
- ※ 飼い犬が死亡した場合や飼い主の変更、住所の変更等が生じた場合には届出が必要となりますので 役場環境保全課窓口までお越しください。

西郷村・西郷村保健委員会・福島県動物愛護センター

( 問い合わせ先 環境保全課 環境衛生係 0248-25-2197 )